慶應義塾大学医学部放射線科学教室同門会（葆光会）規約

（名　称）

第 1 条　慶應義塾大学医学部放射線科学教室（以下“教室”）同門会を「葆光会」と称する。

（目　的）

第 2 条　1 教室 2 診療科体制のもとで、診断科と治療科の垣根を越えた会員同士の密接な交流をはかり、さらなる放射線科学教室の発展に貢献することを目的とする。

（構成および任期）

第 3 条　葆光会は、本会の目的に賛同し入会した人員で構成する。

1. 役員会は、以下の構成とする。

 会長　　1 名
 副会長　1 名
 幹事　　20 名程度
 監査役　1 名
 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
2. 会長、副会長は、原則として就任時に 75 歳までの会員の中から、診断科・治療科の教授が推薦し、葆光会総会の承認を得て選任する。
3. 幹事、監査役は、教授および会長が指名する。
4. 診断科・治療科の現職教授は必ず役員会に加わるものとする。
5. 役員に欠員を生じたときは、会長・役員会が後任者を選任し、後任者は前任者の任期を務める。
6. 第 2 項の在籍期間を満たさずとも教室への貢献大と会長・役員会が判断した場合には、該当者を会員として推薦し、総会の議決に委ねることができる。
7. 2 年ごとに会員資格を検討し、会長・役員会の合議により退会を検討し、総会の議決に委ねることができる。
8. 会員が葆光会の名誉を著しく傷つけたときは、会長・役員会の合議により当該会員を除名することができる。

（運　営）

第 4 条　会長は原則年 1 回、役員会を招集し、葆光会総会の開催を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、必要に応じて会長の職務を代行する。

（会　費）

第 5 条　会員は年会費 10,000 円を納入する。使用目的は毎年の葆光会誌の発行費用、葆光会の業務担当者の人件費、葆光会・教室行事開催費、慶弔費などとする。その他、会長・役員会の判断で必要と認めた使途を決定する。

2. 監査役は、収支の適否を毎年監査し、役員会・葆光会総会で報告する。

（退　会）

第６条　会員は、退会届を事務局に提出し退会することができる。

2.　会員が、次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 本人が逝去したとき。

(2)　2 年以上の会費滞納者には、3 年目に会員継続の意思確認を行い、3 年間会費滞納が確定した時点で、役員会の審議を経て退会とする（滞納に関して止むを得ない事情がある場合は考慮する)。

（総会・役員会）

第７条 葆光会総会は、会員を持って構成し、原則年に 1 回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2.　葆光会総会の開催は、委任状を含め会員の過半数の出席を要件とする。

3.　葆光会総会は、以下の事項について確認、議決する。

(1) 物故者の確認

(2) 会員の入退会の決定

(3) 役員の検討

(4) 会費入金状況・収支の適正判断

(5) その他、運営上必要な事項等

4.　葆光会総会の議事は、委任状を含め出席した会員の過半数をもって決する。

5.　役員会は、原則年に 1 回開催する。開催は、役員の過半数の出席を要件とする。

6.　准教授、医局長は、役員会にオブザーバーとして出席できる。

（事業年度）

第８条　事業年度は、毎年 1 月 1 日より 12 月 31 日とする。

（事務局）

第９条 本会の事務局を放射線科学教室に置く。

連絡先 新宿区信濃町 35　慶應義塾大学医学部放射線科学教室

診断科　Tel.　03-5363-3836、治療科　Tel.　03-5363-3835

Email. hokou@rad.med.keio.ac.jp

（規約変更）

第 10 条　この規約の変更は、役員会おいて、出席者の 2 分の 1 以上の承認を必要とする。

附則

1.　この規約は、2024 年 1 月 6 日から施行する。

2.　2026 年 1 月 11 日改訂